

## 読者の皆さんへ

昭和五十五年（一九八〇）にはじまりました熊野町史刊行事業において、町史刊行委員会としては、各方面の協力により史料を広範囲にわたって収集しました。この史料を総合的に検討し、科学的・客観的に分析し判断することを通して、広く現代に生きる課題を明らかにすることにつとめてきました。特に、日本国憲法の理念、すなわち基本的人権と国民主権、平和主義の精神によって、町史全体がとらぬかれることを編さんの根本的な方針としました。熊野町では町政の課題として、同和対策の基本方針が策定され、その行政責任が明らかにされています。刊行委員会においても、この問題に町史が学問的に応えるものであると同時に、町民の皆さんが同和問題の解決のために正しく理解し、積極的なとりくみがすすめられる内容であることに留意しました。

本編に収録した史料のなかには、被差別地区にかかわる史料、身体に障害のある人びとに関する史料も掲載されています。そのことは同和問題のみならず、あらゆる差別について科学的研究をすすめるための学問的見地から行われたものです。同和問題関係史料は、史料の性格からいって、読み方を間違えると差別史料になります。広島県の同和地区はどのようにして作られたか、その歴史的沿革などについては「通史編」に記述されています。正しい視点と姿勢をもって、読み誤ることのないよう

にしてください。町民のための新しい町史を編さんし、刊行することによって、過去のあやまった偏見を打ち破り、同和問題の解決のために、町民の皆さんが自分自身の課題として、積極的にとりくまれることを念願してやみません。

平成元年三月

熊野町史刊行委員会